



ホームページQRコード

東日本ジャーナル

http://www.jrtu-east.org/

JR東日本労働組合

〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号

TEL (NTT) 03-3453-2107 (JR) 057-2290

発行者/藤本圭一 編集者/嶋田信胤

1部20円(但し組合費を含む)

2020春闘いよいよ本番

全組合員の力の結集で 賃上げを勝ち取る!

東日本ユニオンは2月16日、社員、エルダー社員、グリーンスタッフの賃金一律6000円引き上げを柱とする申第二十一号「2020年度賃金改善に関する申し入れ」を経営側に提出した。

要求の根拠

2020春闘要求の根拠として、第一項の「社員一律6000円の賃上げ」は、連合方針である「二」の要求に基づき、平均基本給の2%である「6000円」の引き上げを要求。第二、三項の「エルダー社員、グリーンスタッフの基本賃金一律6000円」は、定期昇給がないことを踏まえ、連合方針の「定期昇給+ベア分の4%の考え方に基づき、平均基本給の4%である6000円を要求した。JR労働者は会社の発展にむけて等しく奮闘していることなどから「一律」での賃上げを求めた。第四項の「定期昇給の

実施」と「四係数とする」とは「労働条件に関する協約」に基づく実施とともに「所定最大係数である四係数」を要求した。第五項の「第二基本給を廃止すること」は、退職手当の算定基礎において「第二基本給分を減じた基本給とする」として現行制度の不合理的な点を是正を要求。最後の第六項の「終身雇用・年功序列型賃金を将来にわたって維持すること」については、今2020春闘においては「日本型雇用システムの転換」などの声が出ていることから、労働側の問題意識を経営側に主張することとした。

中央本部は2月28日に一回目の団体交渉に臨み、要求の趣旨説明を行うとともに

全組合員で闘いをつくりだす

今春闘を全組合員の力で闘うべく三本柱を掲げ、3月3日に全十二地方本部統一で「2020春闘総決起集会」を開催する予定であったが、新型コロナウイルス

ス感染防止や感染防止にむけた社会情勢に鑑み、組合員と家族の健康と命を守ることを第一に考え、2月28日に中央本部は「集会の中止」という苦渋の判断を行った。しかし、集会はあくまで今春闘の一つの取り組みに過ぎない。全組合員で「今できる」取り組みを創造し実践していくため、2月29日に「2020春闘を勝利しよう!」を発し、組合員とともに最後まで春闘を闘い抜く決意を組織全体のものとした。具体的には3月14日までの間、職場討議資料と「2020春闘を勝利しよう!」を全組合員に配布し要求根拠を周知する。その上で組合員の賃上げに対する想いを共有し合い、さらに2020春闘を大きくつくりだしていく。

労働者同士の共闘・連帯の創造では「2020春闘

2020春闘第二回団体交渉開催

2月28日に申第二十一号「2020年度賃金改善に関する申し入れ」の第一回団体交渉開催し、東日本ユニオンの要求の趣旨説明を行った。3月6日に二回目の交渉に臨み、経営側の資料をもとに経営側の考えに対して、組合側の考えを示し、要求満額回答できることを強く訴えた。※議論は要旨

経営側の主張

経営環境の中長期的な先点とした五年後(2022

総決起集会」は中止としたものの「JR労働者の力をあわせて要求満額を勝ち取る」とした私たちがからの「メッセージ」に対して、国労東日本本部と新鉄労組から「連帯メッセージ」が寄せられている。各機関から連日寄せられる組合員の想いや激励と、JR労働者の連帯をもつて、3月6日、二回目の団体交渉を開催し「景気動向

指数」「外国為相場」「金利動向」「生産年齢人口の推移」「都道府県別人口増減率」などの資料をもとにした経営側の考えに対して、要求6項目について組合員の意見を正々堂々と主張し、要求満額回答を強く求めた。引き続き、要求満額回答をめざし、全組合員で職場から闘いをつくりだしていこう!

東日本ユニオンの主張

社員、エルダー社員、グリーンスタッフは、会社の発展にむけて等しく奮闘している。鉄道はチームワークで動いている。「一律」による6000円の満額回答を強く求める。

●相次ぐ自然災害の中でも「営業収益」は過去最高である。特別損失を出しながらも好調な業績を出していることに、労使で自信を持ち合いたい。要求の6000円を満額支給しても人件費総額は2016年度と変わらない。決して突出感のない合理的な要求である。

●いま、新型コロナウイルスの影響を受けて現場社員は大変苦勞しているが「頑張れる」そのモチベーションは、鉄道員として

●当社の賃金形態は会社発出されてきた。そこに「高い公共性が発揮されている」と見るべきだ。●会社の業績が「良いとき」も「悪いとき」も、社員一人ひとり「安全・安定輸送」「質の高いサービス」に差をつけることなく、会社の発展に寄与している。決算書には現れない「社員の潜在能力」に対して賃上げをすることが重要であり、賃上げを一律ではなく職制で「すみ分ける」ことは認められない。

●「第一基本給の廃止」は定年延長とセットではなく、単体で議論すべきである。制度の生い立ちから考えても制度開始から三十年以上経った今日、廃止する時期を迎えている。

●労働組合として考える「終身雇用・年功序列型賃金」は、長期雇用と年齢ごとに見合った生計費を保障することができ、社員は生活が安定することで業務に集中できる!

「新型コロナウイルス」について、組合員から不安や疑問の声がよせられ、緊急申し入れを行う!

1月28日に政府は新型コロナウイルスによる肺炎について「指定感染症」に指定することを閣議決定し、厚生労働省は2月17日「風邪の症状や37.5度以上の発熱が四日以上続くか、強いだるさや息苦しさがある人は、全国の保健所に設けられた帰国者・接触者相談センターに相談するように」との目安を公表した。

当社は公共性の高い交通機関として、多くのお客さまと接触する機会が多く、勤務中の社員が新型コロナウイルスに感染することも予期した対応が求められている。

「感染を予防する」「感染の疑いがある」「感染した」等、それぞれに対し、取り扱いを明確にする

2020春闘に勝利しよう!

2020春闘勝利にむけて奮闘されている組合員みなさんに、あらためて敬意を表します。

今、新型コロナウイルスの猛威は私たちの想像を遙かに超えてひろがり、社会や市民生活にも大きな影響を与えています。2月25日に政府が出した基本方針では「ここ1~2週間を瀬戸際」とし、各種イベントの自粛要請が出されました。さらに3月2日から全国の小中学校と高校などの臨時休校を要請するなど、日常生活にまで影響を及ぼす事態となっています。また、日増しにJR労働者への感染拡大や感染の疑いも報告されるなど、いつ私たち自身が感染してもおかしくない状況となっています。このような情勢に鑑みて新たな運動を展開する判断をしました。

私たち東日本ユニオンは、労働組合の立場からJR東日本で働く社員とその家族を守ることを第一義に、新型コロナウイルス対策等に対してタイムリーに対応しています。会社に対しては1月から現場対応の説明を求めてきたほか、申第22号で「緊急申し入れ」を行っています。各地方本部とも連携をはかり、今後とも引き続き、現場労働者視点からの要求・提言を含めて、都度、組合員みなさんと正しい情報を共有しながら進めていきます。

現在、組織の総力をあげて取り組んでいる2020春闘においても、新型コロナウイルスによる影響を避けることはできないと判断し「2020春闘総決起集会」の開催については苦渋の判断をしました。新型コロナウイルス感染の猛威は、現在、拡大の一途を辿っています。これまで、日々の情勢が変化する中で「地方委員会」の開催日程やあり方を再検討するなど、対応を進めています。あらためて、中央本部の方針に一丸となって応えていただいた組合員みなさんと各級機関の役員みなさんに感謝を申し上げます。

私たち東日本ユニオンは結成から今日までの7年間、組合員とともに幾多の困難を一緒に乗り越えてきました。これから2020春闘のヤマ場を迎えます。今後も組合活動の制限が求められるなど、厳しい条件が続くことが予想されますが、私たち東日本ユニオンは「あきらめ」とは無縁の労働組合です!

組合員一人ひとりの英知を結集し、出し合って「今できる」取り組みを創造し実践しましょう。

すべての組合員みなさん!ご家族みなさん!

私たち東日本ユニオンは、結集する組合員と家族の健康と幸せを守ることを第一に、そして労働条件の向上のために取り組みます。

「2020春闘総決起集会」の圧倒的成功にむけた取り組みでつくりだした「組織力」に自信をもって、今できる闘いを進めていこうではありませんか。今日まで築き上げてきた東日本ユニオンの組織力で、2020春闘の勝利を掴みとりましょう!

2020年2月29日
JR東日本労働組合
中央執行委員長 藤本圭一

ことで、安心して働ける環境を構築することが求められている。

社員の不安を解消するために2月20日、申第二十二号「新型コロナウイルス」に関する緊急申し入れ(以下「第二十二号」)に申第二十三号「新型コロナウイルス」に3月3日に申第二十三号「新型コロナウイルス」に関する第二次申し入れを経営側に提出した。

中央本部は2月7日に本社より「新型コロナウイルス」に対する会社のスタンスの説明を受け、各地方本部に発信するとともに、2月15日、刻々と変わる情勢に対し「第一次ガイドライン」を(3月7日現在第三次ガイドラインまで発出) 組合員へ注意や対応を呼びかけている。

第一次(申第二十三号) 申し入れ項目

1. 感染防止の観点から、鉄道輸送に直接影響の無い自己啓発等に関する研修や会議、出張を当面の間、中止または延期すること。
2. 感染の疑いのある社員の就業制限について明確にし、社員周知を図ること。
3. 感染した社員の就業制限について明確にし、社員周知を図ること。
4. お客さまがご利用になる駅構内、車内における感染予防の考え方について明らかにすること。
5. 社員が「新型コロナウイルス」に感染したと確認された場合は、休暇(有給休暇)を新設すること。
6. 社員が濃厚接触者とされた場合、健康観察期間中に對して、休暇(有給休暇)を新設すること。
7. 臨時休校により、社員が勤務を休まざるを得ない現実に対し、当面の間特別措置として有給休暇を新設すること。
8. 当社内において、集団感染「クラスター」が認められた場合を想定し、輸送量を減じた運行ダイヤを設定し、実施できる体制を予め確立するとともに、お客さま周知を行うこと。
9. 当社が2020年2月12日に開設した「新型コロナウイルス」感染症患者・家族相談窓口の受付時間について、毎日(土・日・祝日を含む)対応できる体制を確立すること。

「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、第六次申し入れ団体交渉開催

不安や疑問が数多い中、安全な鉄度輸送と安心した生活はできるのか

2月25日、申第十八号「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーション」の実施に関する第六次申し入れの団体交渉を開催した。

現場で分からないことを抽出した申し入れであったが、経営側は今日段階においても「検討中」「決まっていない」と回答する項目が複数に及んだ。

経営側自身が「4月1日の実施」を提案している中、組合側は組合員や社員の将来設計に関することから、決まっていないことを「決まっていない」と主張し、指摘してきた。

- 同一箇所、同一担務で十年以上経過している社員の評価について
- 「新型コロナウイルス」に感染したと確認された場合は、休暇(有給休暇)を新設すること。
- 社員が濃厚接触者とされた場合、健康観察期間中に對して、休暇(有給休暇)を新設すること。
- 臨時休校により、社員が勤務を休まざるを得ない現実に対し、当面の間特別措置として有給休暇を新設すること。
- 社員が「新型コロナウイルス」に感染したと確認された場合は、休暇(有給休暇)を新設すること。
- 社員が濃厚接触者とされた場合、健康観察期間中に對して、休暇(有給休暇)を新設すること。
- 臨時休校により、社員が勤務を休まざるを得ない現実に対し、当面の間特別措置として有給休暇を新設すること。
- 社員が濃厚接触者とされた場合、健康観察期間中に對して、休暇(有給休暇)を新設すること。
- 臨時休校により、社員が勤務を休まざるを得ない現実に対し、当面の間特別措置として有給休暇を新設すること。

運転士(新規)は、あと二〜三年後に誕生すると考えている。早い段階で示していきたい。

●駅、車掌、運転士以外の系統から車掌、運転士へ担務変更する運用は無いと考えている。

●新幹線電気車運転免許を得た後、運転士(新規)は、あと二〜三年後に誕生すると考えている。早い段階で示していきたい。

「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出

- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出
- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出
- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出
- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出
- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出
- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出
- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出
- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出
- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出
- 「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、さらに第七次、第八次申し入れを提出

取得している社員が、新幹線運転士へ担務変更する場合の考え方について優先する考えはない。公募制を優先する。ただし、任用の基準による担務変更、異動はある。

第七次申し入れ項目

1. ワンマン運転を担当する運転士は車掌経験を有していることを必須条件とすること。
2. 運輸区の当直助役は運転士業務及び車掌業務の経験者とする。
3. 「社員の夢や希望」を実現するためにシステムを超える異動を可能とすること。
4. 入社二年目の希望する社員に対し、体験業務(営業、輸送、車掌、運転士)を実施した上でキャリア面談を実施すること。
5. 将来像を描く上で各担務の業務が見えづらいため、希望する社員の体験業務を実施すること。
6. 単身赴任期間が三年を越えた社員については、希望により自宅から通勤できる範囲の配属とすること。
7. 「新たなジョブローテーション」と「一般異動」を分別し、「新たなジョブローテーション」による人事異動は年一回(毎年4月1日)とすること。
8. 「新たなスペシャリスト(同一箇所、同一担務で十年を超えることができない)」と「新たなジョブローテーション」の選択制とすること。
9. 「新たなジョブローテーション」の実施に伴う個人面談を2020年3月末まで主務職以下の希望する社員に対して実施すること。

第八次申し入れ項目

1. 新幹線運転士(新規)の養成開始時期を明らかにすること。
2. 新幹線運転士(新規)の「学科・技能講習期間」「学科・技能講習内容」について明らかにすること。
3. 新幹線運転士(新規)は「公募制」なのか「任用の基準」なのか明らかとすること。
4. 車掌経験の無い社員が新幹線車掌になる場合の養成開始時期を明らかにすること。
5. 新幹線運転士(新規)から在来線運転士へ担務変更する場合の電気車運転講習課程(転換)の内容を明らかにすること。
6. 以上、1〜5項目について決定した時点で回答すること。

私の○○トストーリー

水戸地方本部 木田昌宏さん(いわき駅)



私は「山ちゃん旅行会」(山ちゃん、いわき・日立地区分会の山崎書記長です)について紹介しています。

この旅行会は、勝田駅在籍メンバー六名で十五年前に始めたもので、旅行好き、ドライブ好き、名物グルメ好きと、こよなくパチンコを愛する旅行会です。

移動は山ちゃんのアルファードハイブリット車で、通称「弾丸ツアー」と呼ばれています。

弾丸ツアーの由来は旅行日程にあり、昨年は北海道に行きました。

一日目は、いわきを14時に出発して北上し青森へ行き、23時の青函フェリー(4時間)で函館へ。二日目は、日本最北端の宗谷岬で昼食に海鮮丼をいただき層雲峡へ。三日目は、層雲峡を見学し羅臼知床(残念ながら雲で見えませんでした)向かい、十勝川温泉で宿泊。四日目は、足寄に寄って函館へ戻り、五稜郭を見て湯の川温泉へ(夜景が絶景) 最終日は、お土産を買って帰る路へ。盛岡に寄り冷麺で



メて帰宅となりました。五日間で3000km以上走破の車旅で、山ちゃんも一人旅がはじめてです。いつも安全運転ありがとうございます。

山ちゃんは現在まで、沖縄県以外マイカーで走破していて、企画立案から手配、運転までやってくれます。

最初は香川県の「のみばあちゃん」の讃岐うどんを食べに行くべー! から始まり、各地名物名所を堪能しに出掛けています。

最初からのメンバーは二名になりましたが、私は六年前から参加しています。特に良かったのは、山口県角島大橋の絶景で、テレビCMと同じように感動しました。後は、しまなみ海道、瀬戸大橋、姫路城、宮島、天橋立、道後温泉などです。

今年には伊勢神宮参拝と奈良、岐阜方面に行く予定です。旅行に行くのが待ち遠しいです。六十歳まであと三年、弾丸ではなく、ゆっくり! ツアーですかね。